（水循環推進調整官）

第六十二条の三　水資源計画課に、水循環推進調整官一人を置く。

（削る）

（削る）

２　水循環推進調整官は、命を受けて、水資源計画課の所掌事務のうち、水循環に関する施策に係る特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、新幹線鉄道整備技術調整官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官）

第八十五条　施設課に、鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、新幹線鉄道整備技術調整官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。

２～４　（略）

５　新幹線鉄道整備技術調整官は、命を受けて、新幹線鉄道の用に供する施設の整備に関する事務のうち技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

６・７　（略）

（危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官）

第百三条　検査測度課に、危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官六人及び船級協会業務調整官一人を置く。

２　危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課並びに検査監督室及び船舶検査測度官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　検査監督室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること（安全政策課並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ三又は第六条ノ五第二項（これらの規定を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による確認に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

三　第一号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。

（削る）

５　検査監督室に、室長を置く。

６　船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ　（略）

ハ　船舶のトン数の測度

ニ～ヘ　（略）

二～四　（略）

（総合水資源管理戦略室及び水循環推進調整官）

第六十二条の三　水資源計画課に、総合水資源管理戦略室及び水循環推進調整官一人を置く。

２　総合水資源管理戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水資源の管理に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　水資源部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

３　総合水資源管理戦略室に、室長を置く。

４　水循環推進調整官は、命を受けて、水資源計画課の所掌事務のうち、水循環に関する施策に係る特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官）

第八十五条　施設課に、鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。

２～４　（略）

（新設）

５・６　（略）

（危険物輸送対策室及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）

第百三条　検査測度課に、危険物輸送対策室及び検査監督・登録測度室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。

２　危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課並びに検査監督・登録測度室及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　検査監督・登録測度室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること（安全政策課並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

二　前号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。

三　船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

５　検査監督・登録測度室に、室長を置く。

６　船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ　（略）

（新設）

ハ～ホ　（略）

二～四　（略）